

家庭裁判所に成年後見の申立をする方法

親が認知症になった等のため、家庭裁判所に成年後見の申立をする必要がある方のためのページです。次のいずれかの方法でご対応下さい。

1 家庭裁判所のWEBサイトから調べる。

(インターネットの検索エンジンで「東京家庭裁判所 後見サイト」を検索する。)

2 公益財団法人武蔵野市福祉公社が定期的で開催している「おいじたく講座」にご参加いただく。

当該月の市報15日号の「ガイド&GUIDE」の「講座・講習・イベント」の欄に掲載されます。公益財団法人武蔵野市福祉公社権利擁護センターに申し込んで下さい。

(0422-23-1165)

3 公益財団法人武蔵野市福祉公社にご相談ください。

お急ぎの方は、福祉公社に電話もしくは来所にてご相談ください。30分から1時間かけて個別にご説明します。ご来社希望日の前日までに電話で公益財団法人武蔵野市福祉公社権利擁護センターに予約して下さい。(0422-23-1165)

なお、成年被後見人等（後見等を受ける方）の住民登録が、東京都以外にある場合には、申立方法や提出書類が異なりますので、該当の家庭裁判所に直接、お問い合わせ下さい。

また、成年被後見人等（後見等を受ける方）の住民票が、東京都23区内の場合には、申立先は、東京家庭裁判所の本庁になり、武蔵野市を含む市部の場合には、東京家庭裁判所立川支部になります。(東京都内であれば、提出書類は同じです。)



わかりにくい箇所がありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。
公益財団法人 武蔵野市福祉公社 権利擁護センター

0422-23-1165

受付時間 月曜～金曜（午前）9時～12時 （午後）1時～5時